

森鷗外「里芋の芽と不動の目」論

瀧本和成

刷所に原稿を送る間に作品名が改められている。

「里芋の芽と不動の目」は、明治四十三年二月「スバル」(第2年第2号)に発表された。単行本としては明治四十三年十月『涓滴』(新潮社)に収められ、大正六年八月『還魂録』(春陽堂)に再録されている。「明治四十三年日記」によると、「明治四十三年一月一日(土)。晴。大阪より宮嶋にゆく夜汽車の中に年を迎ふ。朝宮嶋驛にて下車し、小蒸汽船に乗りて嚴嶋にわたる。(中略)夜宿のあるじが爲めに紅葉溪の三字を書す。又里芋と不動の目玉一篇を草す」とあり、兵宮と衛成病院視察のため関西地方を旅行している途中、嚴嶋の宿にて執筆したことがわかる。ただこの時の作品名は「里芋と不動の目玉」で、これが同年一月二十四日の日記になると「里芋の芽と不動の目、椋鳥通信の二稿を昂印刷所に送る」と記されている。元旦の嚴島での執筆から一月十六日の約二十日間にわたる視察旅行を終えての帰宅後、二十四日印

この作品は、「東京化学製造所」「創立第二十五年記念の宴會」が芝公園内の「紅葉館」で催されたときの話である。「東京化学製造所長」増田翼理學博士が催したこの祝宴は、一流旅館で農商務大臣、大学総長、理科大学総長等数々の来賓の方々を迎へて、講談、芝居、舞踊、饗応が盛大に行なわれた。やがて宴會もお開きとなり、「一人歸り二人歸つて、いつの間にか廣間がひっそりして」、時計が午後十二時を指す頃、今日の主人増田博士は、彼の「大學時代からの親友が二三人」(理科大学教授石栗博士等)と「製造所の職員になつてある少壯な」花房理學士、それに「手あきの女中達大勢に取り巻かれて、暫く一夕の名残を惜んでゐる」。その時、花房理學士が、「兎に角今に結つた娘」をからかったことから話は、いつの間にか「聯想は聯想を生んで、臺灣の樟腦の話が始まる。樺太のテレベン油の話」がなされるのだが、やがて話は、増田博士のうえに収斂されていく。この後増田博士の話は午前〇

時まで続く。作品の配分からいへば、十四枚中約十枚、約七十パーセントがこの後博士が語る部分である。

冒頭部分は実業家、科学者としての増田博士の地位を彼が築いた会社の記念パーティーという場を借りて、その宴會の規模、出席者の肩書きなどを示すことによつて彼の成功を象徴的に描いている。中後半、増田博士が自らの生い立ちと生き方を彼の兄と比較しながら語っていくとき、彼の実業家としての名声は、博士を取り囲むように聞いているものに大きな説得力となつてゐる。増田博士にとつてこの記念宴會は晴の舞台であり、自分のこれまでによつてきたことを振り返る区切りの場所でもある。それゆゑ、この作品の場所、時間、登場人物の設定は、すべて増田博士の生き方を披露するために設けられたものであり、「創立第二十五年記念の宴會」はまさにその絶好の「廣間」である。

二

この中で語られる増田理學博士とはどんな人間で、どのような考え方・生き方をしている人物なのか。

増田博士は胡座を掻いて、大きい剛い目の目尻に皺を寄せて、ちびりちびり飲んでゐる。抜け上がった額の下に光つてゐる白目勝の目は頗る剛い。それに皺を寄せて笑つてゐる處がひどく優しい。此の矛盾が博士の顔に一種の滑稽を生ずる。それで誰でも博士の機嫌の好い時の顔に對するときは、微笑を禁じ得ないのである。(中略)此席にゐる丈のものは、皆博

士が人の功を奪ふやうな人でないことを知つてゐる。それだから、皆博士の此詞に信を置くのである。

東京化学製造所長になつて、二十五年の間に、「初め基礎の危かつた工場」を、兎に角今の地位まで高めた理學博士増田翼は、「大きい剛い目の目尻」に「白目勝の目」をもつた「意志」の強そうな、しかしどことなく「ひどく優しい」ところのある人物として描かれてゐる。彼の言動は、「信を置く」に足りるものとして周囲から受け止められてゐる。その増田博士が「誰やらが、樺太のテレベン油は非常な利益になりさうで、始て製造を試みた何某の著眼は実にえらいといふ評判だと云ふ」と「あれか。あれは樺太へ立つ前に己の處へたから、己が氣を附けて遣つたのだ。」と言ひ、「あればかりではないよ。己の處へは己の思付を貰ひに来る奴が澤山あるのだ。(中略)それでい成功したものがこれまでに隨分あるよ。妻がいつも傍で聞いてゐてさういふのだ。あなたそんなにお金になるやうな事を沢山知つて入らつしやるなら、御自分で少し為て御覽なすつてはどうですと云ふのだ。(中略)中には己の思付で己より澤山金をこしらへるものもある。金が何だ。金くらゐ詰まらないものが、世の中にありやあしねえ。」と巻き舌で言うのである。増田博士の「金が何だ。(中略)己はいらねえ。己達夫婦が飯を食つて、餓鬼共の學校へ行く錢が出せれば好い。」という金錢感覺は、私利私欲に走らない經營者の一つの在り方を示している。

そのことは宴會の中で講談「鹽原多助一代記」として語られる

当の塩原多助の生き方と符合する。塩原多助は、江戸・中後期の商人で、上野利根郡新治村下新田の出身で、江戸に出て味噌屋太郎兵衛方、薪炭問屋山口屋善右衛門方に奉公し、後本所相生町に独立して薪炭業を営み、巨万の富を得るが、その莫大な私財を江戸では道路の改修、上野では治水工事など公共事業に投じて庶民に義人として人気があったという人物である。三遊亭円朝の「鹽原多助一代記」(明9・11)は、「貧困と戦ってよく家を起し、立派な炭屋になってその名を歌われたという立志美談」²⁾だけでなく、「多助は豫ての心願通り沼田の家を立派に再興致し、分家の家も立てまして、今日まで鹽原の家は連綿と致して居ります。また多助は江戸表に置きましても稼業に出精しまして、遂に巨きな身代となり、追々に地所を買入れ、廿四ヶ所の地面持とまでなり、本所に過ぎたるものが二つあり、津輕大名炭屋鹽原と世に語るゝ程の分限に數へられ、其の家益々富み榮えましたが、只正直と勉強の二つが資本でありますから、皆様能く此の話を味つて、只一通りの人情話とお聞きなされぬやうに願ひます。」³⁾と云っている。「正直と勉強」の二つを資本にして巨大な富を築き上げながら、富そのものには執着せず公共事業に投じる多助の姿勢は、会社の利潤の追求だけに固執せず、また、自分の財産に執着する考えをも持たず、自身の「性質や技量や境遇」に応じ、その人間に「出来そうな為事を」できるかぎり精一杯努めあげて、好意と信頼をかちえている博士の人格と合致する。こうした増田博士の人格は、経営者としての態度や考え方にも反映されている。

與ふるの必要あり。と云へり、是れ衛生問題若くは道徳問題にして經濟問題にあらざるなり。(「労働問題に關して再び豊原氏に答ふ」東京經濟雜誌 第1081号 明34・7・27)

自由主義貿易・經濟を主張、歴史を財貨の發達と人間の利欲との關係から論じ、日本の開化を貴族的かつ利己的として批判し、平民的原理の導入によって産業社会の發達を圖るべきであると論じた田口卯吉は、経営者と職工(労働者)との賃銀や労働時間は「製造主自由の権利」であるとして、「自ら競争上に決定すべきものにして、法律を以て制定すべきもの」ではないとしている。田口卯吉は、賃銀の問題においても自由主義經濟堅持の立場から経営者と労働者との自由競争のなかで決定されるべきであると論じている。

ここに、経営者と労働者のあり方について法律による国家介入を批判するという点で田口卯吉と増田博士との考え方の共通点を見ることが出来るが、同時に、(「理論」)よりも経営者の人格に重きを置き、あり得べき経営者をめざす博士とあくまで(「理論」)優先の經濟自由主義の立場から考える田口卯吉との相違点も指摘できる。そこに田口卯吉を兄の友達として距離を置いて登場させ描いた作者の彼に対する親近感とそうでない両面を指摘することができる。

増田博士の生き方を考えるうえで重要なもう一つの側面は、彼の科学者としての態度である。彼は自分の専門である化学の分野での真理探求に触れて次のように述べている。

工場を立て、行くには金がいる。併し金ばかりでは機關が運轉していくものではない。職工の多数の意志に對抗する工場主の一人の意志がなくてはならない。工場主は自分の意志で機關を運轉させて行くのである。社會問題にいくら高尚な理論があつても、いくら緻密な研究があつても、己は己の意志で進る。職工にどれ丈のものを與へるかは、己の意志でその度が極まるのである。

増田博士の金力よりも経営者、国家の政策・理論よりも経営者個人の意志に重きを置く考え方がここで明らかにされている。増田博士の意見は、博士の「兄き」の「友達」として画かれる田口卯吉の思想と密接に關係している。たとえば、田口卯吉は、労働保護問題に触れてつぎのように述べている。

是れ實に製造主自由の權利に屬するものにして、(中略)若し一國に於て法律を以て製造主が婦女小童を備使するを禁止し、労働時間を制限し、其他種々の規則を設けて、製造を束縛するときは、其の製造費は必ず外國の製造品より高價なるものとなるべし。是れ國家の爲めに不利なるべし。結局労働者にも不利なるものなるべきなり。(「労働保護問題に關して豊原氏に答ふ」東京經濟雜誌 第1088号 明34・7・13)

労働時間と賃銀との如きは自ら競争上に決定すべきものにして、法律を以て制定すべきものにあらざるなり。豊原氏は「婦女小童をして長時間の労働に服せしむるときは終に其の健康を害し道徳を破壊するものあれば、此等に適當の保護を

己は化學者になつて好かつたよ。化學なんといふ奴は丁度己の性分に合つてあるよ。酸素や水素は液體にはならねえといふ。ならねえといふ間はその積りで造つてある。液體になつても別に驚きやあしねえ。なるならなるで造つてある。元子は切つたり毀したりは出来ねえ。Atomは atomein で切れねえんだといふ。切れねえといふ間はその積りで造つてある。切れたつて別に驚きやあしねえ。切れるなら切れるで造つてある。同じ江戸つ子でも、己は兄きのやうな Father とは違ふんだ。どこまでもねちねちへこまずに造つて行くのも江戸つ子だよ。

ここは、博士の(「真理」)に対する見解を述べた箇所である。西洋の科学において絶対的な真理と考えられていたものが、屑籠に捨てられるようにいとも簡単に變化してしまふやうなそういう時代にあつて、増田博士が考える科学というものもその例外ではなかったといえる。博士は「酸素や水素は液體にはならねえといふ。ならねえ間はその積りで造つてある」というように、真理は一つしか存在しないと定義されるものではなく、むしろ、そういう観点からすると真理は時代時代によって變化するものであつて、その新しく生み出された価値観のなかで人間は生きるものだ、むしろ真理というものは、そういう生き方のなかにこそ相對化されて存在しているということである。つまり、増田博士の「里芋を選り分けるやうな」生き方は、人間生活の(「実用性」)に重きを置ききわめてプラクティカルな思想の表明だといえる。

三

前節で論じた増田博士のものの考え方は、作品中自らが語る博士の兄の生き方と対峙している。

「お袋は早く兄きが内へ歸られるやうにといふので、小さい不動様の掛物を柱に掛けて、其前へ線香を立てて、朝から晩まで拜んでゐた。」そこへ兄きがひよつこり歸つて来た。お袋が馬鹿に喜んで、かうして毎日拜んだ甲斐があると云つて不動様の掛物の方へ指さしをしたのだ。さうすると、兄きは妙な奴さ。ふうん、おつ母さんはこんな物を拜んだのですかと行つて、ついと立つて掛物の前に行つて、香爐に立ててある線香を引つこ抜くのだ。己はどうするかと思つて見ていたよ。さうすると、兄きは線香の燃えてゐる尖を不動様の目の所に押し付けて焼き抜きやがるのだ。片つ方が焼穴になったら、又片つ方へ押し付けて焼き抜きやがるのだ。とうとう兩方共焼穴にしてしまやあがつた。「兄きは妙な奴だつたよ。それを何とか云つたつけ。うん、田口卯吉といふのだ。あれなんぞが友達だつたのだ。舊思想の破壊といふやうな事に、恐ろしく力瘤を入れてゐたのだな。不動様の罰だか、親の罰だか、知らねえが、間もなく病氣になつて死んぢまやあがつた。」「まあ言つてみれば、Fandkerといふやうな人間だつたのだな。古くなつたがらくたを取り片附けなけりやあならない時代には、あんな焼けな人間も道具かも知れない。

兄きなんぞも、廻り合せでは大きい爲事をしたのかも知れねえんだよ。」

母が「早く兄きが内へ歸られるやうに」と「不動様の掛け物を柱に掛けて、其前へ線香を立てて、朝から晩まで拜んでゐた」のを、帰つてきた「兄きは線香の燃えてゐる尖を不動様の目の所に押し付けて焼き抜くのである。増田博士は、「舊思想の破壊」者たる兄を「古くなつたがらくたを取り片附けなけりやあならない時代には、あんな焼けな人間も道具かも知れない」と言い放つのである。博士は、兄の生き方を時代の必然と見做しつつも、「破壊の為に破壊してゐる。」⁵ ような虚無的な人間として見ている。「足を地から離れた」⁶「生活の意義を破産せしめる」⁷ ような人間として兄を捉えている。こうした兄の生き方は、「どこまでもねちねちへこまずに遣つて行く」という「自分自身の生活の内容を成してゐるところの実際上の諸問題を軽蔑」⁸することなく、むしろ自分自身の性格や技量や環境に応じて精一杯努めあげて生きていこうとすることに生活の価値を見出す増田博士の生き方との対照のなかで描かれている。

四

竹盛天雄氏は、「一九一〇（明治四三）年一月執筆の『里芋の芽と不動の目』において、「職工の賃銀問題」に触れたことは、なかなか意味深いものがあるとしなければならない。ここにはとにかく前年十二月以来特別委員として工場法案にタッチした体験が

変形して投影している。⁹と指摘している。が、その内容については「鷗外個人の具体的内容については明らかではなく、（中略）やはり今後において検討されるべき課題」¹⁰であるとされている。事実この頃鷗外の日記に頻繁に登場してくるのが、中央衛生会出席の記事である。明治四十年十一月十三日、医务局長になってからの鷗外の中央衛生会の出席は、四十年に三回、四十一年には四回、四十二年は七回、四十三年は五回と計十九回を数える。いま日記の中から明治四十三年前後の箇所を拾つてみると次のようになる。

明治四十二年十二月
九日（木）、晴。中央衛生會にゆく。精神病統計の事を議し畢る。工場法案始て議に上る。
十三日（月）、半陰。（中略）中央衛生會にて工場法案を議す。委員に附托せらる。予委員にせらる。
十六日（木）、晴。霜甚し。午後工場法案の特別委員會に赴き、意見を陳ぶ。
明治四十三年二月

二日（水）。晴。寒尚甚し。農商務技師小西正二工場法の事を來話す。
同年九月
二十六日（月）。雨。前夜蒸暑。朝雨となる。野田忠廣¹¹來て工場法の事を言ふ。
同年十月

二十五日（火）。雨。（中略）午後内務省にゆきて、工場法

森鷗外「里芋の芽と不動の目」論

案特別調査會に列す。

この頃中央衛生会の中心議題は、日記からも工場法問題だとわかる。明治四十二年十一月十六日付「東京朝日新聞」は「工場法案梗概」と題して「明治三十三年四月以来工場及び職工に關する事項調査の爲め農商務省にてはその頃綱目を定めて各地方に出張し各種の工場に就きてその実況を視察し職工場に關しては表裏の事情をも知悉するに勉め（中略）愈々當期議會に同法案を提出せんものとして之を各關係官廳に通じて目下之に對する意見の蒐集中なるが何れ今週中には公表せらるべしといふ今其内容に付きて重なる點を挙げれば左の通り決定せらるものゝ如し（中略）同法案の規定を窺ふに其目的とする所は工場組織に伴ふ危害を豫防し職工の衛生、教育、風紀、生活等を改善し以て工業の秩序ある進歩を圖り國民の健全なる發達を期するにあり」と述べている。

明治四十二年十一月に發表され、「其目的とする所は工場組織に伴ふ危害を予防し職工の衛生、教育、風紀、生活等を改善し以て工業の秩序ある進歩を圖り國民の健全なる發達を期するにあり」と示された工場法の骨子は次の通りである。

- (1) 十六歳以上の「青年の男子には勞働時間に制限を加へざる事」としたこと。
- (2) 「十六歳未満なる幼年男子並に一般女子に對して、勞働時間を」「八時間乃至十二時間の範圍」に制限したこと。
- (3) 「十二歳未満なる小兒」の勞働を禁じたこと。
- (4) 「勞働中負傷せる者」に對して「工場主」の「扶助」を

義務づけたこと。

(5)「一日の労働中必ず一時間乃至二時間の休憩時間」や「或期間に於て相當の安息日」を労働者に与えることを義務づけたこと。

(6)「誘拐雇入」に対しては「相當の制裁を加へて之を豫防する。」

(7)「労働時間の制限と職工誘拐に対する制裁」については「工業の種類と地方の事情」を考慮に入れつつ弾力的に対処していくとしたこと。

(8)「法律には大體の原則を規定」するにとどめ、必要に応じて「勅令」を発していくとしたこと。

農商務省工務局長岡實の『工場法論』(大6)には明治四十二年十月に発表された「工場法ノ説明」に対する中央衛生会の対応ぶりがつぎのように伝えられている。

法案ノ諮問ニ對スル答申中最モ重要ナル結果ヲ生シタルモノハ、中央衛生會ノ意見ナリトス。同會ニ於ケル重ナル修正ハ法律施行後五年ヲ期シテ十六歳未満ノ者及女子ノ夜間就業ヲ禁スル規定ヲ設クルコト之ナリ。(中略)工場衛生ノ改善ヲ主タル目的トスル法律ニ於テ、今日工場ノ弊害中最モ大ナル夜業ヲ禁止セサルハ不當ナリトノ修正意見ニ對シテハ、之ヲ反駁スヘキ理由薄弱ナルノミナラス、内務省ハ中央衛生會ノ決議ヲ重シテ此ノ意見ヲ採擇スルコトヲ希望シタル中央衛生會は「工場衛生ノ改善ヲ主タル目的トスル法律ニ於テ、

う経緯を考えた場合、鷗外が明治四十二年十二月十六日「工場法案の特別委員会に赴き、意見を陳」べた内容がそのことであった公算は大きい。したがって、鷗外は衛生学の専門家として、工場法案の不備を指摘したという見方ができる。こうした鷗外の態度は、増田博士の自身の性質や境遇に依りて自分の出来る範囲において精一杯成し遂げようとする考え方に重なっていく。

鷗外は田口卯吉を評した「鼎軒先生」で「新しい日本は東洋の文化と西洋の文化とが落ち合つて渦を巻いてゐる國である、そこに東洋の文化に立脚してゐる學者もある、どちらか一本足で立つてゐる、(中略)そこで時代は別に二本足の學者を要求する、東西兩洋の文化を、一本づゝの足で踏まへて立つてゐる學者を要求する、眞に穩健な議論はさう云ふ人を待つて始て立てられる、さう云ふ人は現代に必要な調和的要素である」と言っている。増田博士は「舊思想の破壊といふやうな事に、恐ろしく力瘤を入れる兄きのような人間ではない。鷗外は増田博士を「里芋を選び分けるやう」に「現実」生活を直視し、自分のできる限りの範囲内において「どこまでもねちねちへこまずに遣つて」、個人個人の生活の改善を果たして行こうとする人間として描いたのである。

五

日露戦争後、国内では、軍需大工場・鉾山の激しい争議、暴動が相次いだ。明治三十九年八月に呉海軍工廠、小石川砲兵工廠などで争議が発生し、四十年代に入ると二月に足尾銅山、六月には

森鷗外「里芋の芽と不動の目」論

今日工場ノ弊害中最モ大ナル夜業ヲ禁止セサルハ不當」として、「十六歳未満ノ者及女子ノ夜間就業ヲ禁スル規定ヲ設クル」ことを提言している。明治四十二年十二月十三日の鷗外日記からもわかるとおり、中央衛生会の工場問題についての見解は、最終的には「工場法案の特別委員会」の委員に任せられた鷗外に「附託せられ」ており、鷗外は十二月十六日には「工場法案の特別委員会に赴き、意見を陳」べている。以上のことを考え合わせると、先にあげた工場法案の骨子(1)~(8)のうち、(2)、すなわち「十六歳未満なる幼年男子並に一般女子」の労働時間制限については、特に中央衛生会委員であり、工場法案の特別委員会の委員でもあった鷗外が、工場法案の特別委員会に働きかけた中央衛生会の中心人物であったと言える。

従来から鷗外と工場法案との関係はたびたび指摘されてきたが、その内実は殆ど考察されてこなかった。その点中村文雄氏は「工場法の成立と森鷗外」のなかで詳しく論じている。ここで中村氏は工場法成立の「政府の本音は社会主義者の勢力削減や、工女の結核蔓延による農村からの歩兵調達困難という、国防軍事上の問題」であり、こうした「社会主義弾圧、軍備拡張は、元老山県有朋を頂点とする官僚派の政策であり」、「山県のブレインでもある鷗外が、山県の工場法案に関する内意を受けていたのではないかと推測」している。しかし、少なくとも「工場衛生ノ改善ヲ主タル目的トスル法律ニ於テ、今日工場ノ弊害中最モ大ナル夜業ヲ禁止セサルハ不當」として、中央衛生会が工場法案の修正を迫ったとい

別子銅山、七月から九月にかけては生野銀山で暴動が起きている。また、炭坑でも四月に幌内炭坑で暴動が、七月には夕張炭坑で同盟罷工が発生している。このような状況のなかで、労働問題が社会の注目を浴びることになる。明治四十年十二月二十二日、二十三日の両日にわたって日本ではじめて社会政策学会が、工場法問題を中心として開催されたのも以上のような経緯があったからである。この席上「明治三十年代前半に農商務省の行なつた工場調査の中心人物で貴族院議員であり、学会々員であつた桑田熊蔵が、工場の実際の弊害に照らして、年令制限、保護職工の労働時間制限、とくに徹夜業禁止などを盛りこんだ工場法」の制定を主張しているのが注目される。桑田はその主張を次の文で締め括っている。「若し此の工場法が無かつた暁には、累々然たるものが皆集まって、青い顔をした弱い将卒が出来ませう、(中略)それ故に私は社会政策の見地を離れて、國家問題として、工場法は制定の必要があると認めます。こうした推進派に対して片山潜は、「利益一偏何事をも顧みざる雇主等の意見のみ理由として、工場法の制定を左右するは、國家の爲政者として耻づき可きにあらずや」と述べ、批判している。こうした肯定派否定派の中にあつて石川啄木は、工場法案について、「労働者失職問題を閑却したるが如きに對しては不平なき能はず」と酷評しつつ、一方で「労働者の権利のみを規定せしめんとし」、「社会一切の問題を單り労働者の幸福の犠牲たらしめんとする」社会主義者の工場法批判を「愚昧なる偏見」として退けている。啄木は、「最近数年間の文壇及び

思想界の動乱は、それにたづさはつた多くの人々の心を、著るしく性急にした。意地の悪い言ひ方をすれば、今日新聞や雑誌の上でよく見受ける「近代的」といふ言葉の意味は、「性急なる」といふ事に過ぎない。「性急な心」とは、「目的を失つた心」であり、「目的を失つた心は、その人の生活の意義を破産せしめるものである。」¹⁷⁾と云う。啄木は日露戦争後噴出したこれらの問題の本質が、日本の近代化に関わるものであることを指摘したうえで、「何処までも将来の日本人の生活についての信念を力強く把持して行くべきである」と主張している。鷗外もそうした点に注目をして、増田博士という人物を自社の利潤だけに固執せず、自身の富そのものにも執着することのない、それゆえに好意と信頼を勝ち得ている経営者として描いている。自分の「性質や技量や境遇」に応じて精一杯努め上げることこそ大切だとする増田博士の「里芋を選び分けるやうな」生き方は、人間生活の「実用性」に重きを置く、そしてそこに生活の価値を見出す姿勢として形象されている。こうした増田博士の生き方は、当時の鷗外の工場法案問題での処し方と通底しており、明治四十年代の五十以上上る作品群の中で唯一経営者を主人公として描いたこの作品への反映と見ることが出来る。

〔注〕

(1) 森潤三郎『鷗外森林太郎』(森北出版 昭和58・9・30)には「創作「里芋の芽と不動の目」は、日記によれば元旦厳島岩窓旅館に投宿した夜に草したもの」とある。

- (2) 正岡容「解説『鹽原多助一代記』(岩波書店 昭和32年・6・25)
- (3) 三遊亭圓朝『鹽原多助一代記』(岩波書店 昭和32年・6・25)
- (4) 加田哲二「明治初期社会思想の研究」(春秋社 昭8・5・15)
加田哲二はこの著のなかで田口卯吉を「経済的自由主義を最も理論的に論述し、その生涯を通じて、そのために闘つたものは、わが田口卯吉である」と述べている。
- (5) (6) (7) (8) (24) (25) 石川啄木「性急な思想」(東京毎日新聞 明治43・2・13~15)
- (9) (10) 竹盛天雅『鷗外 その紋様』(小沢書店 昭和59・7・30)
- (11) 明治四十二年の『衛生局年報』によると内務技師防疫課長野田忠廣は中央衛生会の委員として名前があがっている。
- (12) 『改訂工場法論全』(有斐閣 昭和60・10・30 大6年版復刻)
- (13) 「工場法の成立と森鷗外(1)」(「春秋」第116号 昭55・10・25)、「工場法の成立と森鷗外(2)」(「春秋」第118号 昭56・2・25)、「工場法の成立と森鷗外(3)」(「春秋」第123号 昭56・3・25)
- (14) (15) (16) 中村文雄「工場法の成立と森鷗外(3)」(同右)
- (17) 「學者としての鼎軒先生」(「東京経済雑誌」第115号 明治44・4・22)
- (18) 隅谷三喜男「解題」『社会政策学会史料集成(復刻版) 第1巻 工場法と労働問題』(御茶の水書房 昭52・8)
- (19) 桑田熊蔵『工場法と労働問題』(同文館 明41・4・30)
- (20) 片山潜「工場法」(「社会新聞」 明42・10・15)
- (21) (22) (23) 石川啄木「百回通信」二十五(「岩手日報」 42・11・15)

(たきもと・かずなり 同志社女子大学非常勤講師)

故森本 修 教授 追悼



森本 修 教授 近影

〈日本のあゆみ・近代100年博『文学百年展』
大阪読売新聞社 主催、日本近代文学館 協力
(昭39・3・20~5・31) 於・宝塚
芥川の書齋「我鬼窟」の復元、にて。